

適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書

提出
時期

登録の取消しを求める課税期間の
初日から起算して 15 日前の日まで

インボイス発行事業者の登録を取りやめる場合には、「**適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書**」を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

登録の効力は、提出日の属する課税期間の翌課税期間の初日に失われます。

ただし、翌課税期間の初日から起算して15日前の日を過ぎて提出した場合には、翌々課税期間の初日に登録の効力が失われます。

郵送により提出する場合の提出先は、各国税局（沖縄国税事務所を含みます。）のインボイス登録センターとなります。

○ 個人事業者や12月決算の法人が、X3年1月1日から登録を取りやめたい場合

X1年12月期	X2年12月期	X3年12月期
インボイス発行事業者 (課税事業者)	インボイス発行事業者 (課税事業者)	インボイス発行事業者でない事業者 (課税事業者又は免税事業者(※))

X3年1月1日から登録を取りやめるには、X2年12月17日までに提出。同日を過ぎてX2年12月31日までに提出した場合は、X4年1月1日から登録の効力が失われます。

登録取消
届出書

※基準期間の課税売上高
及び特定期間の課税売上
高等で納税義務を判定

- * 登録に係る経過措置の適用を受け登録を受けた場合（令和5年10月1日を含む課税期間中に登録を受けた場合を除きます。）は、原則として登録開始日以後2年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間について、登録を取りやめたとしても、免税事業者となることはできません。
- * 「消費税課税事業者選択届出書」を提出した事業者が、インボイス発行事業者の登録の効力が失われた後の課税期間について、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であるなどの理由により事業者免税点制度の適用を受ける（免税事業者に戻る）ためには、その適用を受けようとする課税期間の初日の前日までに「消費税課税事業者選択不適用届出書」を提出する必要があります。
- * 個人事業者が死亡や事業廃止した場合、法人が清算終了や合併消滅した場合には、「適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書」の提出は不要です。詳しくは、「[インボイス発行事業者の登録を取り消す場合などに提出すべき書類](#)」をご覧ください。